

横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱集新旧対照表

| 改正前  | 改正後  | 変更理由   |
|--|--|--|
| <p>横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱<br/>(事業計画書の提出)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 前項における構造若しくは規模等の変更とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設等の処理能力に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力が10パーセント以上増大<u>される</u>に至るもの</p> <p>(6) <u>構造及び設備に係る変更</u>であって、当該変更に伴う、設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの</p> <p>((7) から (8) まで省略)</p> <p>(<u>新設</u>)<br/><u>(9)</u> その他市長が必要と認める産業廃棄物処理施設等の変更</p> <p>(使用前検査申請)</p> <p>第11条 第8条の通知を受けた事業者等は、当該協議に係る施設の使用開始を行うにあたっては、<u>設置許可対象</u></p> | <p>横浜市産業廃棄物処理用地の設定等に関する指導要綱<br/>(事業計画書の提出)</p> <p>第4条 (省略)</p> <p>2 前項における構造若しくは規模等の変更とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(2) 産業廃棄物処理施設等の処理能力<u>又は産業廃棄物の保管量</u>に係る変更であって、当該変更によって当該処理能力<u>又は産業廃棄物の保管量</u>が10パーセント以上増大<u>する</u>に至るもの</p> <p>(6) <u>構造、設備又は産業廃棄物の保管方法に係る変更</u>であって、当該変更に伴う、設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値の変化により生活環境への負荷を増大させることとなるもの</p> <p>((7) から (8) まで省略)</p> <p><u>(9) 産業廃棄物処理施設等の敷地の拡大</u><br/><u>(10)</u> その他市長が必要と認める産業廃棄物処理施設等の変更</p> <p>(使用前検査申請)</p> <p>第11条 第8条の通知を受けた事業者等は、当該協議に係る施設の使用開始を行うにあたっては、産業廃棄物処</p> | <p>・これまでの運用において、産業廃棄物の保管量に係る変更も対象としていたため明文化する。</p> <p>・これまでの運用において、保管方法に係る変更も対象としていたため明文化する。</p> <p>・これまでの運用において、産業廃棄物処理施設等の敷地の拡大も対象としていたため明文化する。</p> <p>・設置許可対象の施設における使用前検査と、産業廃棄物処理施設等における使用前検査では、検査内容が異なる</p> |

の施設にあっては、規則第 12 条の 4 第 1 項の規定による申請書を、それ以外のものについては、産業廃棄物処理施設等使用前検査申請書(様式 3)を市長に提出するものとする。

(検査済書)

第 15 条 市長は令第 7 条各号に掲げる施設以外の産業廃棄物処理施設等の事業者等に対し、第 12.条の規定による使用前検査を終了した後、検査済書を交付するものとする

(新設)

第 4 中間処理施設に関する基準

2 構造に関する基準

(2) 個別基準

ア 焼却施設

(エ) 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度測定装置は日本工業規格 B 7951 に規定されたものであって、排ガス中の酸素濃度を基に酸素濃度 12%換算値に換算できるものとする。また、記録装置は、測定値を自動的に連続して記録で

理施設等使用前検査申請書(様式 3)を市長に提出するものとする。

(検査済書)

第 15 条 市長は事業者等に対し、第 12.条の規定による使用前検査を終了した後、検査済書を交付するものとする。

附 則 (令和 3 年 10 月)

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

第 4 中間処理施設に関する基準

2 構造に関する基準

(2) 個別基準

ア 焼却施設

(エ) 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度測定装置は日本産業規格 B 7951 に規定されたものであって、排ガス中の酸素濃度を基に酸素濃度 12%換算値に換算できるものとする。また、記録装置は、測定値を自動的に連続して記録で

ため、第 8 条の通知を受けた事業者等は、設置許可対象の施設における使用前検査であっても、産業廃棄物処理施設等使用前検査申請書(様式 3)を提出する必要がある。

・ 上記、第 11 条における変更を反映する。

・ 施行期日を明記する。

・ 日本工業規格の名称が日本産業規格へ変更となったため記載を変更する。

きるものとする。

第6 施行期日及び経過措置

(新設)

主な関係法令等の規制について

| 関係法令等              | 規制事項 | 所管部窓口 |
|--------------------|------|-------|
| ○横浜市風致地区条例         | (省略) | (省略)  |
| ○横浜市風致地区条例<br>審査基準 |      |       |

(新設)

|      |      |                          |
|------|------|--------------------------|
| ○森林法 | (省略) | 神奈川県環境<br>農政局水源環<br>境保全課 |
|------|------|--------------------------|

きるものとする。

第6 施行期日及び経過措置

(施行期日)

1 この基準は、令和3年10月1日から施行する。

主な関係法令等の規制について

| 関係法令等              | 規制事項 | 所管部窓口 |
|--------------------|------|-------|
| ○横浜市風致地区条例         | (省略) | (省略)  |
| ○横浜市風致地区条例<br>審査基準 |      |       |


○横浜市土地利用総合  
調整会議要綱 市街化調整区  
域における都  
市廃棄物処理  
施設又は処分  
地等の立地、  
市街化区域に  
おける一定規  
模以上の土地  
利用計画

|      |      |                                 |
|------|------|---------------------------------|
| ○森林法 | (省略) | 神奈川県環境<br>農政局緑政部<br>水源環境保全<br>課 |
|------|------|---------------------------------|

・施行期日を明記する。

・横浜市土地利用総合調整会議要綱に  
関する記載を追加する。

・所管部署の名称が変更となっている  
ため記載内容を更新する。

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>○農地法 (省略) 横浜市環境創造局 <u>みどりアップ推進部</u> みどりアップ推進課</p> <p>○河川法 (省略) 横浜市道路局 河川部 <u>河川計画課</u></p> <p>○地方自治法 (省略) 横浜市 <u>総務局</u> 管財部管財課</p> <p>○港湾法 (省略) 横浜市港湾局 <u>港湾管財部</u> <u>港湾経営課</u></p> <p>申請様式等<br/>様式1の1その1<br/>産業廃棄物処理（埋立処分）事業計画書<br/>年 月 日</p> <p>申請先<br/>横浜市長 様</p> <p>申請者 住所<br/>氏名 <br/>(省略)</p> | <p>○農地法 (省略) 横浜市環境創造局 <u>農政部</u> みどりアップ推進課</p> <p>○河川法 (省略) 横浜市道路局 河川部 <u>河川管理課</u></p> <p>○地方自治法 (省略) 横浜市 <u>財政局</u> 管財部管財課</p> <p>○港湾法 (省略) 横浜市港湾局 <u>港湾管理部</u> <u>港湾管財課</u></p> <p>申請様式等<br/>様式1の1その1<br/>産業廃棄物処理（埋立処分）事業計画書<br/>年 月 日</p> <p>申請先<br/>横浜市長 様</p> <p>申請者 住所<br/>氏名<br/>(省略)</p> | <p>・ 同上</p> <p>・ 同上</p> <p>・ 同上</p> <p>・ 同上</p> <p>・ 申請書等への押印を廃止する。</p> |
|---|---|---|

様式1の1その2

産業廃棄物処理（中間処理）事業計画書

年 月 日

申請先

横浜市長 様

申請者 住所

氏名 

(省略)

様式1の1その3

産業廃棄物処理（積替・保管）事業計画書

年 月 日

申請先

横浜市長 様

申請者 住所

氏名 

(省略)

様式1の2

産業廃棄物処理事業計画書修正届出書

年 月 日

届出先

横浜市長 様

届出者 住所

氏名 

(省略)

様式1の1その2

産業廃棄物処理（中間処理）事業計画書

年 月 日

申請先

横浜市長 様

申請者 住所

氏名

(省略)

様式1の1その3

産業廃棄物処理（積替・保管）事業計画書

年 月 日

申請先

横浜市長 様

申請者 住所

氏名

(省略)

様式1の2

産業廃棄物処理事業計画書修正届出書

年 月 日

届出先

横浜市長 様

届出者 住所

氏名

(省略)

様式 2

産業廃棄物処理事業計画書記載事項変更届出書

年 月 日

届出先

横浜市長 様

届出者 住所

氏名 

(省略)

様式 3

産業廃棄物処理施設等使用前検査申請書

年 月 日

申請先

横浜市長 様

申請者 住所

氏名 

(省略)

様式 4


産業廃棄物処理施設等廃止届出書

年 月 日

届出先

横浜市長 様

届出者 住所

氏名 

(省略)

様式 2

産業廃棄物処理事業計画書記載事項変更届出書

年 月 日

届出先

横浜市長 様

届出者 住所

氏名

(省略)

様式 3

産業廃棄物処理施設等使用前検査申請書

年 月 日

申請先

横浜市長 様

申請者 住所

氏名

(省略)

様式 4

産業廃棄物処理施設等廃止届出書

年 月 日

届出先

横浜市長 様

届出者 住所

氏名

(省略)

別紙 1

廃石綿等処分実績報告書

年 月 日

提出先

横浜市長 様

住所

氏名



(省略)

別紙 2

産業廃棄物処理（最終処分）事業実績報告書

年 月 日

| 埋立処分 |   |   |  |
|------|---|---|--|
| 許可番号 | 年 | 月 |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |

提出先

横浜市長 様

住所

氏名



(省略)

横浜市 資源循環局 産業廃棄物対策課

[〒231-0013](tel:045-671-0013)

[横浜市中区住吉町1-13 松村ビル8階](#)

TEL : 045-671-2515

別紙 1

廃石綿等処分実績報告書

年 月 日

提出先

横浜市長 様

住所

氏名

(省略)

別紙 2

産業廃棄物処理（最終処分）事業実績報告書

年 月 日

| 埋立処分 |   |   |  |
|------|---|---|--|
| 許可番号 | 年 | 月 |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |
|      |   |   |  |

提出先

横浜市長 様

住所

氏名

(省略)

横浜市 資源循環局 産業廃棄物対策課

[〒231-0005](tel:045-671-0005)

[横浜市中区本町6-50-10 市庁舎 23階](#)

TEL : 045-671-2515

・庁舎の移転に伴い所在地が変更となったため、記載内容を更新する。

FAX : 045-651-6805

平成 29 年 10 月発行

FAX : 045-651-6805

令和 3 年 10 月発行

・発行日が変更となるため、記載内容を更新する。